十二番三及び千七十二番七、字砂浜千七百番一、千七百番八から千七百番十二まで及び千七百五十六番二並びに字西ノ浜千七百六十九番一、千七百六十九番三から千七百六十九番五まで、千七百六十九番七、千七百六十九番十一から千七百六十九番二十六まで、千七百七十番二、千七百七十番四、千七百七十番六、千七百七十番十六、千七百七十番十八、千七百七十番十九及び千七百七十番二十一の区域

第五十二号八⑵中「二千三百四番二十まで」を「二千三百四番二十一まで」に改め、第五十五号イ⑴中「五百二十六番地の七のうちセントラル硝子株式会社工場敷地」を「五百二十六番地の五十」に、「五百四十一番地の二百七十及び五百四十一番地の二百七十二及び五百四十一番地の二百七十に接する部分」を「五百二十六番地の五十及び五百四十一番地の二百六十二に接する部分」に改め、「五千二百七十七番地の五まで」の下に「の区域」を加え、「これらに」を「当該区域に」に改め、第六十二号中「三千五百八十四番三」の下に「、三千五百八十四番十」を加え、第六十三号⑴中「、十番地の十八」を「から十番地の二十四」に改め、「七十七番地の九十一」の下に「、七十七番地の九十二」を、「五百五十四番地の十」の下に「、五百五十四番地の八十三」を加え、第六十七号を削り、第六十八号を第六十七号とし、第六十九号を第六十八号とし、第六十九号の二を第六十九号とし、第七十一号中「大字青崎四番」を「大字青崎四番の一」に、「及び字飛鳥千七百三番」を「並びに字飛鳥千七百三番の一」に、「及び字中島千二百番の一」を「並びに字中島千二百番の一」に、「及び字仲洲二千六百番」を「並びに字仲洲二千六百番」に改める。

○法務省告示第六百一号

むつ市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年十二月四日

法務大臣　岩城　光英

池田　正久

○外務省告示第四百二十三号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十七年十一月十八日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十七年十二月四日

外務大臣　岸田　文雄

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成27年11月18日	2015年2月13日	MU2801116

○厚生労働省告示第四百六十号

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）別表第三の規定に基づき、昭和三十四年厚生省告示第百四十三号（検疫法施行令第四条に基づき、調査を行う区域のうちの陸域の地域を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十七年十二月十日から適用する。

なお、改正に係る指定地域を表示する図面は、当該地域を管轄する検疫所（検疫所の支所及び出張所を含む。）に備え付けて縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

（「次のよう」略）

○厚生労働省告示第四百六十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十七年十二月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

在宅就業支援団体の名称	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
社会福祉法人維雅幸育会	前田　俊二	今岡　睦之	平成二十七年七月二十八日

○農林水産省告示第二千六百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月四日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県栗東市東坂字中山三の五・四の二・五の三・六の二・七の三・八の三・九の二・一一の三・一二の二（以上九筆国有林）、一、二、三の一、四の一、五の二、六の一、七の二、八の二、九の一、九〇の二、九一、九一の一、一〇九、一一一から一一三まで、一一六から一二〇まで、一二二から一二四まで、一八一、一八九、一九二、一九三、字黄田二六の二・二七の三・二八の二・二九の二・二九の三（以上五筆国有林）、二六の一、二七の二、二八の一、二八の四、二九の一、三〇の一、字心行路三〇九の三から三〇九の六まで（以上四筆国有林）、二九七、三〇九の一、三〇九の二、字長通四九六（次の図に示す部分に限る。）、四二九、四二九の一、四三一から四三三まで、四三三の一、四三四、四四八、四四九、四五二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字心行路二九七（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月四日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県豊橋市石巻萩平町字吉祥山一の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊橋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月四日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県豊川市上長山町南宝地八の五、八の六、御津町金野国坂一〇三の三五・一〇三の四一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七〇の五、七〇の六、一〇三の四二、一〇三の一八九、一〇三の一九三、長沢町西切山一〇〇の一、赤坂台九九の三・一六一八の四・一七〇一の五（以上三筆国有林）、一六一八の一・一七〇一の一から一七〇一の三まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、九九の一、九九の二、一六一八の二、一六一八の三、蒲郡市清田町大駄和三の六〇、四の一四、四の一七、六の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）